

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定するポスター掲示場を次のとおり設置した。

令和7年7月2日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 山木 学

